

## ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成13年3月28日（告示第480号）	新規追加
平成14年10月3日（告示第1568号）	一部改正
平成16年9月24日（告示第1745号）	一部改正
平成21年7月1日（告示第862号）	一部改正

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの3.6.2、3.6.5及び3.6.6に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。